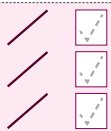


第1節 保険業法

○×問題

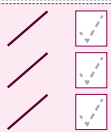
DATE



★ 問題 1 2015年5月試験

保険業法では、生命保険募集人は、保険契約の締結に際し、保険契約者または被保険者が保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、または告げないことを勧めてはならないとしている。

DATE

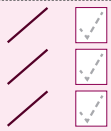


★ 問題 2 2015年1月試験

生命保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約束する行為は、保険業法により禁止されている。

選択問題

DATE

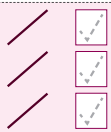


問題 3 2012年5月試験㊦

生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点における補償対象契約(高予定利率契約を除く)の()の90%までが補償される。

- 1) 支払保険料等 2) 解約返戻金等 3) 責任準備金等

DATE



★ 問題 4 2014年1月試験

生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点の補償対象契約(高予定利率契約を除く)の責任準備金等の()まで補償される。

- 1) 70% 2) 80% 3) 90%

解答 ○

なお、生命保険の募集に際し、生命保険募集人が保険契約者等に対して不実の告知をすることを勧めた場合、原則として、保険会社は告知義務違反を理由としてその保険契約を解除することができなくなる。

解答 ○

生命保険募集人が生命保険の募集に際し、顧客が支払うべき保険料を立替払いすることや保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約束する行為は、保険業法に定められる禁止行為に該当する。

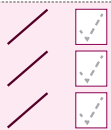
解答 3)

生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点における補償対象契約(高予定利率契約を除く)の責任準備金等の90%までが補償される。

解答 3)

生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点の補償対象契約(高予定利率契約を除く)の責任準備金等の90%まで補償される。

DATE

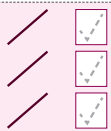


★ 問題 5 2015年5月試験㊦

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社の保険金等の支払余力がどの程度あるかを示す指標であり、この値が()を下回った場合には、監督当局による早期是正措置の対象となる。

- 1) 100% 2) 200% 3) 300%

DATE



★ 問題 6 2013年9月試験

保険業法によれば、保険契約の申込者等が保険契約の申込の撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合、原則として、その交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して(①)以内であれば、(②)により申込の撤回等を行うことができる。

- 1) ① 8日 ② 書面
 2) ① 8日 ② 書面または口頭
 3) ① 10日 ② 書面または口頭

解答 2)

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社の保険金等の支払余力がどの程度あるかを示す指標であり、この値が200%を下回った場合には、監督当局による早期是正措置の対象となる。

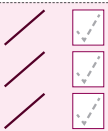
解答 1)

保険業法によれば、保険契約の申込者等が保険契約の申込の撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合、原則として、その交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、書面により申込の撤回等を行うことができる。

第2節 生命保険の概略

○×問題

DATE



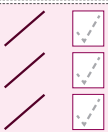
問題 1 2014年5月試験

失効した生命保険契約を復活させる場合、延滞した保険料をまとめて払い込まなければならないが、その際の保険料には復活時の保険料率が適用される。

解答 ×

失効した生命保険契約を復活させる場合、延滞した保険料をまとめて払い込まなければならないが、その際の保険料には失効前の保険料率が適用される。

DATE



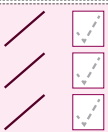
問題 2 2013年9月試験

入院特約が付加されている終身保険を払済保険に変更した場合、その入院特約は消滅せずに保険期間満了まで有効である。

解答 ×

入院特約が付加されている終身保険を払済保険に変更した場合、その入院特約は消滅する。

DATE



★問題 3 2010年9月試験

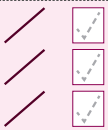
現在加入している生命保険契約を、契約転換制度を利用して新たな契約に転換する場合、保険料は転換時の年齢・保険料率により計算される。

解答 ○

現在加入している生命保険契約を、契約転換制度を利用して新たな契約に転換する場合、転換前契約時の保険料率が引き続き適用されることはなく、保険料は転換時の年齢・保険料率により計算される。なお、新規の契約と同様に、告知・診査も必要となる。

選択問題

DATE



★問題 4 2015年1月試験

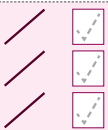
生命保険の保険料は、()や収支相等の原則に基づき、3つの予定基礎率を用いて算出されている。

- 1) 大数の法則 2) 適合性の原則 3) 利得禁止の原則

解答 1)

生命保険の保険料は、**大数の法則**や収支相等の原則に基づき、3つの予定基礎率を用いて算出されている。

DATE



問題 5 2012年1月試験

生命保険の保険料は、予定死亡率、()、予定事業費率の3つの予定基礎率に基づいて計算される。

- 1) 予定利率 2) 予定配当率 3) 予定生存率

解答 1)

生命保険の保険料は、予定死亡率、**予定利率**、予定事業費率の3つの予定基礎率に基づいて計算される。

DATE



問題 6 2015年5月試験

生命保険の契約者が保険会社に払い込む保険料は、主として保険金等を支払うための財源となる(①)と、保険会社が保険契約を維持・管理していくための必要経費に充当される(②)とに大別できる。

- 1) ① 標準保険料 ② 事業保険料
- 2) ① 純保険料 ② 付加保険料
- 3) ① 死亡保険料 ② 費用保険料

DATE

問題 7 2013年1月試験

生命保険の保険料は純保険料と付加保険料に大別することができるが、このうち付加保険料は()に基づいて算出される。

- 1) 予定利率 2) 予定死亡率 3) 予定事業費率

DATE

問題 8 2014年5月試験

生命保険の保険料のうち、将来の死亡保険金を支払うための財源となる純保険料は、予定死亡率および()に基づいて計算されている。

- 1) 予定利率 2) 予定生存率 3) 予定事業費率

DATE

問題 9 2012年5月試験

生命保険の保険料の計算において、一般に、()を高く見積もるほど、保険料が低くなる。

- 1) 予定利率 2) 予定死亡率 3) 予定事業費率

DATE



問題 10 2010年5月試験

生命保険会社の承諾を前提として、「申込み」、「告知(診査)」、「()」の3つが完了したときから、保険会社は契約上の責任を開始することになり、この契約上の責任が開始する日を責任開始期(日)という。

- 1) 契約確認
- 2) 第1回保険料(充当金)の払込み
- 3) ご契約のしおりの交付

解答 2)

生命保険の契約者が保険会社に払い込む保険料は、主として保険金等を支払うための財源となる純保険料と、保険会社が保険契約を維持・管理していくための必要経費に充当される付加保険料とに大別できる。

解答 3)

生命保険の保険料は純保険料と付加保険料に大別することができるが、このうち付加保険料は予定事業費率に基づいて算出される。

解答 1)

生命保険の保険料のうち、将来の死亡保険金を支払うための財源となる純保険料は、予定死亡率および予定利率に基づいて計算されている。

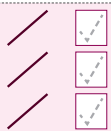
解答 1)

生命保険の保険料の計算において、一般に、予定利率を高く見積もるほど、保険料が低くなる。

解答 2)

生命保険会社の承諾を前提として、「申込み」、「告知(診査)」、「第1回保険料(充当金)の払込み」の3つが完了したときから、保険会社は契約上の責任を開始することになり、この契約上の責任が開始する日を責任開始期(日)という。

DATE

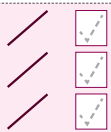


★ 問題11 2010年1月試験

生命保険の保険料の払込みを中止し、その時点の解約返戻金をもとに、原則として元の契約の保険期間を変えずに新たに保険金額を定め、元の主契約と同じ種類の保険または養老保険に変更する方法を()という。

- 1) 延長保険 2) 払済保険 3) 中途増額

DATE

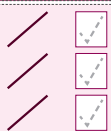


★ 問題12 2011年1月試験㊦

現在有効に継続している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに、元の契約の保険金額を変えないで、一時払の定期保険に変更したものを()という。

- 1) 延長保険 2) 払済保険 3) 継続保険

DATE

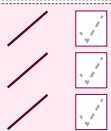


★ 問題13 2009年1月試験

現在加入中である生命保険の保険料の払込みを中止して、払済保険や延長(定期)保険に変更した場合、元の保険契約に付帯している各種特約は()。

- 1) 消滅する 2) 半減されて継続する 3) そのまま継続する

DATE



★ 問題14 2010年5月試験㊦

保険契約者が、保険契約の解約返戻金の一定範囲内で保険会社から貸付を受ける制度を(①)といい、保険料の払込みがなかった場合に保険会社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に継続させる制度を(②)という。

- 1) ① 契約者貸付制度 ② 自動振替貸付制度
2) ① 自動振替貸付制度 ② 払込猶予制度
3) ① 自動振替貸付制度 ② 契約者貸付制度

解答 2)

生命保険の保険料の払込みを中止し、その時点の解約返戻金をもとに、原則として元の契約の保険期間を変えずに新たに保険金額を定め、元の主契約と同じ種類の保険または養老保険に変更する方法を払済保険という。

解答 1)

現在有効に継続している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに、元の契約の保険金額を変えないで、一時払の定期保険に変更したものを延長保険という。

解答 1)

現在加入中である生命保険の保険料の払込みを中止して、払済保険や延長(定期)保険に変更した場合、元の保険契約に付帯している各種特約は消滅する。

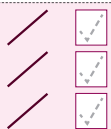
解答 1)

保険契約者が、保険契約の解約返戻金の一定範囲内で保険会社から貸付を受ける制度を契約者貸付制度といい、保険料の払込みがなかった場合に保険会社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に継続させる制度を自動振替貸付制度という。

第3節 生命保険の種類

○×問題

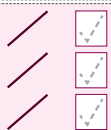
DATE



★ 問題 1 2011年5月試験

定期保険では、被保険者が保険期間中に死亡した場合には死亡保険金が支払われ、被保険者が保険期間終了まで生存した場合には満期保険金が支払われる。

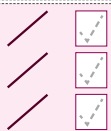
DATE



★ 問題 2 2008年9月試験

逓減定期保険とは、保険金が期間の経過に応じて所定の割合で減少していく保険であり、通常、保険金の減少と同一の割合で毎回の払込保険料も減少していくという特徴がある。

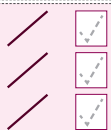
DATE



問題 3 2013年1月試験

養老保険は、一般に満期保険金の額と死亡・高度障害保険金の額が同額であり、生死混合保険に分類される。

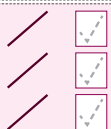
DATE



問題 4 2014年9月試験㊦

一時払終身保険を早期に解約した場合、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがある。

DATE



問題 5 2009年1月試験

有期型の変額保険では、契約時に定めた死亡・高度障害保険金額は最低保証されていないが、解約返戻金は最低保証されている。

解答 ×

定期保険では、被保険者が保険期間中に死亡した場合には死亡保険金が支払われ、被保険者が保険期間終了まで生存した場合には満期保険金は支払われない。

解答 ×

逓減定期保険とは、保険金が期間の経過に応じて所定の割合で減少していく保険であるが、毎回の払込保険料は変わらないという特徴がある。

解答 ○

養老保険では、被保険者が保険期間中に死亡した場合には死亡保険金が支払われ、被保険者が保険期間終了まで生存した場合には満期保険金が支払われる。なお、死亡保険金と満期保険金の額は同額である。

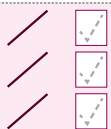
解答 ○

一時払終身保険を早期に解約した場合、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがある。なお、解約返戻金の額は、保険期間の経過に伴って増額していく。

解答 ×

有期型の変額保険では、契約時に定めた死亡・高度障害保険金額は最低保証されているが、解約返戻金は最低保証されていない。

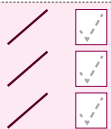
DATE



★ 問題 6 2015年5月試験

特定疾病保障定期保険特約では、一般に、被保険者が保険期間中に特定疾病以外の原因により死亡した場合、保険金は支払われない。

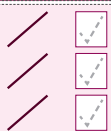
DATE



問題 7 2013年5月試験

生命保険契約にリビング・ニーズ特約を付加する場合、特約保険料を別途負担する必要がある。

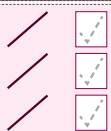
DATE



問題 8 2014年9月試験

生命保険の災害割増特約では、被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して240日以内に死亡または高度障害状態となった場合、災害割増保険金が支払われる。

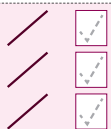
DATE



問題 9 2013年1月試験

生命保険の傷害特約は、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当した場合に障害の程度に応じた障害給付金が支払われる特約であり、不慮の事故による死亡は保障の対象とならない。

DATE

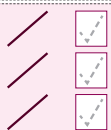


★ 問題 10 2012年5月試験

学資(こども)保険では、保険期間中に契約者が死亡した場合、一般に、死亡時点における解約返戻金相当額および満期祝金が支払われて保険契約が消滅する。

選択問題

DATE



問題 11 2008年5月試験㊦

更新型の定期保険の保険金額を、同額で自動更新した場合、通常、更新後の保険料は更新前()。

- 1) よりも高くなる 2) と変わらない 3) よりも安くなる

解答 ×

特定疾病保障定期保険特約では、被保険者が保険期間中に特定疾病以外の原因により死亡した場合にも、死亡保険金は支払われる。

解答 ×

生命保険契約にリビング・ニーズ特約を付加する場合、特約保険料は負担する必要はない。

解答 ×

生命保険の災害割増特約では、被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡または高度障害状態となった場合、災害割増保険金が支払われる。

解答 ×

生命保険の傷害特約は、不慮の事故による死亡も保障の対象とする。

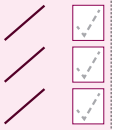
解答 ×

学資(こども)保険では、保険期間中に契約者が死亡した場合、一般に、以後の保険料の払込みが免除されたうえで保険契約が継続し、契約時に定めた学資祝金や満期祝金が支払われる。

解答 1)

更新型の定期保険の保険金額を、同額で自動更新した場合、通常、更新後の保険料は更新前 よりも高くなる。

DATE

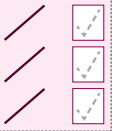


★ 問題12 2011年1月試験㊦

個人年金保険を年金の受取方法で分類すると、一定期間内に生きている限り年金を受け取れる(①)年金、被保険者の生死に関係なく一定期間内だけ年金を受け取れる(②)年金などがある。

- 1) ① 確定 ② 有期
- 2) ① 有期 ② 確定
- 3) ① 有期 ② 終身

DATE

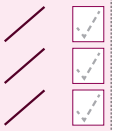


問題13 2013年9月試験

特定疾病保障定期保険では、被保険者が、がん・()・脳卒中により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金が支払われる。

- 1) 糖尿病
- 2) 急性心筋梗塞
- 3) 動脈硬化症

DATE

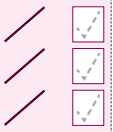


★ 問題14 2014年1月試験㊦

リビング・ニーズ特約は、病気やケガの種類を問わず被保険者の余命が()以内と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部が生前に支払われるという特約である。

- 1) 3ヵ月
- 2) 6ヵ月
- 3) 1年

DATE



問題15 2014年9月試験

一時払変額個人年金保険は、(①)の運用実績に基づいて保険金額等が変動するが、一般に、(②)については最低保証がある。

- 1) ① 一般勘定 ② 解約返戻金
- 2) ① 特別勘定 ② 死亡給付金
- 3) ① 特別勘定 ② 解約返戻金

解答 2)

個人年金保険を年金の受取方法で分類すると、一定期間内に生きている限り年金を受け取れる有期年金、被保険者の生死に関係なく一定期間内だけ年金を受け取れる確定年金などがある。

解答 2)

特定疾病保障定期保険では、被保険者が、がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金が支払われる。

解答 2)

リビング・ニーズ特約は、病気やケガの種類を問わず被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部が生前に支払われるという特約である。

解答 2)

一時払変額個人年金保険は、特別勘定の運用実績に基づいて保険金額等が変動するが、一般に、死亡給付金については最低保証がある。